

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

訓令	ページ
◎高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	1
告示	
○高知県自動車税・自動車取得税証紙代 金収納計器取扱人の指定 (税務課)	2
○道路の供用開始 (道路課)	2
公告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2
○高知県土地利用基本計画の変更 (用地対策課)	2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程 <2・1揭示>	2
◎高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程 <3・7揭示>	3
◎高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程及び高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程	3
◎高知県工業用水道規程の一部を改正する規程	3
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	3
高知県警察本部告示	
◎警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部改正	4

訓 令

高知県訓令第4号

本 庁
労働委員会事務局
収用委員会事務局
各 出 先 機 関
高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12

号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「及び室（課の内部組織である室を除く。以下この号において同じ）」を「（以下「本庁の課」という。）に、「の課及び室」を「の課」に改める。

第5条第2項中「職員安全衛生管理者」を「前項の職員安全衛生管理者（以下「職員安全衛生管理者」という。）」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「安全衛生副管理者」を「職員安全衛生副管理者」に改める。

第7条第2項中「総務部長」を「総務部副部長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（健康安全管理者）

第7条の2 本庁の課並びに労働委員会事務局及び収用委員会事務局、西庁の課並びに出先機関に健康安全管理者を置く。ただし、別表第1に掲げる出先機関においては法第12条の2の規定により置く安全衛生推進者を、西庁の課並びに同表、別表第2及び別表第4に掲げる出先機関以外の出先機関においては同条の規定により置く衛生推進者を兼ねる。

2 前項の健康安全管理者（以下「健康安全管理者」という。）は、所属長を補佐する職にある者（2人以上あるときは、庶務を担当する者とする。）をもって充てる。

3 健康安全管理者は、第5条の2各号に掲げる事項を担当する。ただし、別表第2に掲げる出先機関においては、第5条の2各号に掲げる事項のうち、衛生に係る技術的事項を担当する。

第8条第3項中「管理する」を「担当する」に改める。

第8条の2を削る。

第9条第3項ただし書中「総務部長」を「、総務部長」に改め、同条第5項中「衛生管理者は、」を「衛生管理者は、本庁にあっては」に、「管理する」を「管理し、その他にあっては健康安全管理者の職務を補助する」に改める。

第9条の2を次のように改める。

（衛生担当者）

第9条の2 本庁の課並びに労働委員会事務局及び収用委員会事務局、西庁の課並びに別表第2及び別表第4に掲げる出先機関以外の出先機関に衛生担当者を置く。

2 前項の衛生担当者（次項において「衛生担当者」という。）は、所属長が選任する。

3 衛生担当者は、健康安全管理者の職務を補助する。

第10条第2項中「長若しくは」を削り、同条第3項中「置かれている」を「充てる」に改める。

第12条第1項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定により」に改める。

第13条に次の1項を加える。

4 知事は、前項の委員のうち、同項第1号に掲げる委員以外の委員の半数については、高知県職員労働組合の推薦に基づき選

任しなければならない。

第14条第2項中「地区安全衛生委員会」を「前項の地区安全衛生委員会（以下「地区安全衛生委員会」という。）」に改め、同条第4項中「前項第2号から第4号まで」を「第3項第2号から第4号まで」に、「安全衛生委員会委員選任報告書」を「委員選任報告書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 主管所属の長は、前項の委員のうち、同項第1号に掲げる委員以外の委員の半数については、高知県職員労働組合の推薦に基づき選任しなければならない。

第15条第2項中「職場安全衛生委員会」を「前項の職場安全衛生委員会（以下「職場安全衛生委員会」という。）」に改め、同条第4項中「前条第4項」を「前条第5項」に、「職場安全衛生委員会委員」を「第3項第2号から第4号までの規定による委員」に、「「所属長」を「、所属長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 所属長は、前項の委員のうち、同項第1号に掲げる委員以外の委員の半数については、高知県職員労働組合の推薦に基づき選任しなければならない。

第16条第2項中「職場衛生委員会」を「前項の職場衛生委員会（以下「職場衛生委員会」という。）」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 所属長は、前項の委員のうち、同項第1号に掲げる委員以外の委員の半数については、高知県職員労働組合の推薦に基づき選任しなければならない。

第16条に次の1項を加える。

5 第14条第5項の規定は、第3項第2号から第4号までの規定による委員の選任について準用する。この場合において、「主管所属の長」とあるのは、「所属長」と読み替えるものとする。

第18条第1項中「に規定する」を「の規定により選任する」に改める。

第23条中「当該委員会の」を「当該地区安全委員会の」に改める。

第24条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 一般健康診断
 - ア 採用時健康診断
 - イ 定期健康診断
 - ウ 特定業務従事者健康診断
 - エ 海外派遣職員健康診断
- (2) 生活習慣病健康診断

第24条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 過重勤務者健康診断

第24条第2項中「健康診断」を「健康診断（以下「健康診断」

という。)」に改める。

第28条中「指定期日」を「指定された期日」に改め、同条ただし書を削る。

第29条中「現に当該健康診断の対象となる疾病について治療中の者又は当該疾病について医師の管理を受けている」を「次に掲げる」に、「健康診断を」を「当該健康診断を」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方職員共済組合が実施する人間ドックを受けた者
- (2) 医療機関等で受診し、別に定める結果報告書の提出があった者

第31条第1項中「定期健康診断」を「健康診断(第24条第1項第2号に掲げる生活習慣病健康診断を除く。以下この項において同じ。)」に、「また」を「、また」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第7条の2関係)

- 安芸土木事務所室戸事務所
- 中央東土木事務所本山事務所
- 中央西土木事務所越知事務所
- 須崎土木事務所四万十町事務所
- 幡多土木事務所宿毛事務所
- 幡多土木事務所土佐清水事務所
- 高知駅周辺都市整備事務所

別表第2中「第9条」を「第7条の2、第9条、第9条の2」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 削除

別表第4中「第9条」を「第7条の2、第9条、第9条の2」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第193号

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)第73条の3第3項(同規則第81条の3第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、高知県自動車税・自動車取得税証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称

所在地	名称
高知市大津乙	社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支

1879番地5	部
高知市長浜3106番地3	社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所

2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称

所在地	名称
高知市大津乙1879番地5	社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
高知市長浜3106番地3	社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所

3 指定期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

高知県告示第194号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年3月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町清水下分字上槇川谷淵303番1から吾川郡いの町清水下分字上槇川谷淵304番1まで	46	平成20年3月25日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中土佐町久礼土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所

(退任)

理事	濱田 裕也	高岡郡中土佐町久礼	2921
〃	山本 道生	〃 〃 〃	6124-1
〃	山添 道生	〃 〃 上ノ加江5338-3	〃
〃	松丸棋一郎	〃 〃 〃	1443
〃	越 美喜夫	〃 〃 〃	2067
〃	原 昭延	〃 〃 〃	1021-2
〃	政岡 隆範	〃 〃 〃	1768・1769
〃	松丸 博章	〃 〃 〃	1432
〃	佐竹 明広	〃 〃 〃	1536
〃	池田 修	〃 〃 久礼	3901
監事	政岡 博志	〃 〃 〃	2416
〃	山添 岳廣	〃 〃 上ノ加江2000	〃

(就任)

理事	濱田 裕也	高岡郡中土佐町久礼	2921
〃	山本 道生	〃 〃 〃	6124-1
〃	山添 道生	〃 〃 上ノ加江5338-3	〃
〃	松丸棋一郎	〃 〃 〃	1443
〃	越 美喜夫	〃 〃 〃	2067
〃	原 昭延	〃 〃 〃	1021-2
〃	政岡 隆範	〃 〃 〃	1768・1769
〃	松丸 博章	〃 〃 〃	1432
〃	佐竹 明広	〃 〃 〃	1536
〃	池田 修	〃 〃 久礼	3901
監事	政岡 博志	〃 〃 〃	2416
〃	山添 岳廣	〃 〃 上ノ加江2000	〃

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定による高知県土地利用基本計画を平成20年3月6日に変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係図書は、高知県土木部用地対策課並びに高知市役所、日高村役場及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県土地利用基本計画図に係る変更の要旨

森林地域 高知市、日高村及び黒潮町において変更した。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年2月1日(揭示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第1号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表診療部の項中「脳神経外科」を「脳神経外科心臓血管外科」に改める。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月7日（揭示済）

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第2号

高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程

高知県営発電所運転保守規程（平成13年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「電力需給契約書第7条の規定による細目協定書」を「電力受給契約書」に改める。

第16条中「並びに細目協定書」を削る。

第17条第1項中「次に定めるところにより」を「、杉田ダム直下流の流量が次に掲げる水量を下回らないように」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 3月21日から7月31日までの間にあっては、毎秒15.50立方メートル
- (2) 8月1日から9月30日までの間にあっては、毎秒11.26立方メートル
- (3) 10月1日から11月30日までの間にあっては、毎秒7.00立方メートル
- (4) 12月1日から翌年の3月20日までの間にあっては、毎秒6.25立方メートル

附 則

この規程は、平成20年3月7日から施行する。

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程及び高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月25日

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第3号

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程及び高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程

（高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部改正）

第1条 高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程（昭和37年高知県電気局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第16条中「、小切手、郵便為替証書及び郵便振替貯金払出証書」を「及び小切手」に改める。

（高知県公営企業局病院事業財務規程の一部改正）

第2条 高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第20条中「、小切手、郵便為替証書及び郵便振替貯金払出証書」を「及び小切手」に改める。

附 則

この規程は、平成20年3月25日から施行する。

高知県工業用水道規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月25日

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第4号

高知県工業用水道規程の一部を改正する規程

高知県工業用水道規程（昭和41年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条」を削る。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（超過使用水量の算出）

第10条 条例第13条第4項の規定により算出する超過使用水量は、水量メーターの積算装置の計測値から算出した1日平均の使用水量から基本使用水量及び特定使用水量を減じた水量とする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

水量メーターの基準

使用者区分	型式	機能	備考
1 条例第13条第2項の規定の適用が予定される使用者及び工業用水道事業管理	電磁式 超音波式 軸流羽根車式	使用水量を積算指示するもの	計量法（平成4年法律第51号）の規定による検定に合格している特定計量器であること。

者が短期間の使用者と認めたもの			
2 1以外の使用者	電磁式超音波式	次に掲げる3装置を有するもの (1) 指示装置（単位時間使用水量を指示するもの） (2) 記録装置（使用水量を自記記録するもの） (3) 積算装置（使用水量を積算指示するもの）	計量法の規定による検定に合格している特定計量器で、次に掲げる機能を有すること。 (1) 記録装置は、記録紙を1月上取り替えないで連続使用することができるものであること。 (2) 記録紙は、有効幅が100ミリメートル以上で、1時間当たりの記録の長さが10ミリメートル以上のものであること。

別記第8号様式中「（第12条関係）」を「（第13条関係）」に改める。

別記第9号様式中「（第13条関係）」を「（第14条関係）」に改める。

附 則

この規程は、平成20年3月25日から施行する。

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月25日

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第5号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一

部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、職員の給与に関する条例の医療職給料表(1)の適用を受ける職員の例による職員にあっては、知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成20年高知県条例第3号）に係るものについては、その例によらないものとする。

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（給料の調整額に関する特例）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

9 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における職員（職員の給与に関する条例の医療職給料表(1)の適用を受ける職員の例による職員を除く。）の給料の調整額は、第3条の2の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額（以下この項において「基礎調整額」という。）からその額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額（条例第17条並びに就業規程第32条第6項及び第35条第7項の規定による勤務しない1時間につき減額する額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。）及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は、基礎調整額とする。

(1) 条例第4条の規定に基づく管理職手当を受けるべき職を占める職員 100分の5

(2) 前号に掲げる職員以外の職員にあって、職員の給与に関する条例第21条第5項の人事委員会規則で定める職員の職にある職員の例によるもの（次号において「加算を受ける職員」という。）のうち、人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて人事委員会規則で定める割合（同号において「加算割合」という。）が100分の5を超える割合である職員 100分の3

(3) 加算を受ける職員のうち、加算割合が100分の5である職員 100分の2.5

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の2

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

警察本部告示

高知県警察本部告示第1号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和37年4月高知県警察本部告示第1号）の一部を次のように

改正する。

平成20年3月25日

高知県警察本部長 鈴木 基久

第2条第1項「次の」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）第2条に規定する災害のうち、次の」に、「場合には」を「ときは」に、「警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、速やかに災害発生報告書により」を「速やかに、協力援助者災害発生報告書により警察本部長（以下「本部長」という。）に」に改め、同項第1号中「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）第2条に規定する災害のうち、」を「法第2条第1項に規定する」に、「災害 協力援助を受けた警察官を指揮する所属の長（」を「災害にあっては、当該協力援助を受けた警察官を指揮する所属の長（当該」に改め、同項第2号中「法第2条に規定する災害のうち、前号に掲げる災害以外の災害 災害」を「前号に掲げる災害以外の災害にあっては、当該災害」に改め、同条第2項中「災害発生報告書」を「協力援助者災害発生報告書」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 災害発生の日時及び場所、協力援助を要請した具体的事実、自ら現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助又は人命の救助に当たった具体的事実及び協力援助者と現行犯人若しくは被害者又は被救助者との関係、災害の原因、傷病名及びその部位、傷病発生後の処置、現認者がいる場合にあっては現認者が現認した状況等を記載した資料

第2条第3項を削る。

第3条第1項を次のように改める。

本部長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その災害が法第2条に規定する災害であるかどうかの認定を行うものとする。この場合において、協力援助者が条例第3条の規定により例によることとなる警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「政令」という。）第2条第4号から第6号まで又は第2条の2第3号若しくは第4号に掲げる者に該当するときは、高知県公安委員会に報告し、その者に給付を行うことが適当であるかどうかの認定を受けなければならない。

第3条第2項中「本部長は、」を「本部長は、その災害が法第2条に規定する災害であると認定したときは、速やかに、給付を受ける者に災害給付通知書によりその旨を通知するものとする。」に、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「政令」という。）」を「政令」に、「第12条の2」を「第12条の2第1項」に、「附則第2条」を「附則第2条第1項若しくは第2項」に、「前項の規定に準じて通知するものとする」を「同様とする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 本部長は、その災害が法第2条に規定する災害でないとして認定したときは、速やかに、災害を受けた者（当該者が死亡した場合にあっては、その遺族）に適当な方法によりその旨を通知するものとする。

第4条中「病院」を「、病院」に、「第6条第1項において同じ」を「」（第6条第1項において「医療機関等」という）に改める。

第5条第1項中「該当するときは」を「該当するときは、速やかに」に改め、「速やかに」を削り、同項各号中「ときは」を「ときにあっては」に改め、同条第3項中「ときは」を「ときは、速やかに」に改め、「速やかに」を削る。

第6条第1項中「（第6項において「給付の請求書」という。）」を削り、同項ただし書中「病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者」を「医療機関等」に、「療養の給付」を「療養給付」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号の介護給付請求書」を「前項第3号の介護給付請求書（以下この項において「介護給付請求書」という。）」に改め、同項ただし書中「提出する」を「提出する場合において、介護を要する状態に変更がない」に、「省略する」を「、それぞれ省略する」に改め、同項第1号中「示す」を「認めることのできる」に改め、同項第2号中「証明する」を「証明することのできる」に改め、同項第3号中「示す」を「認めることのできる」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項ただし書中「次条第3項」を「第8条第2項」に改め、同項第1号中「検死調書」を「検視調書」に改め、同項第2号中「市町村長」を「市町村長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区及び同法第252条の19第1項に規定する指定都市にあっては、区長。以下同じ。）」に改め、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

(3) 条例第3条の規定により例によることとなる政令第5条第2項ただし書の規定に基づく給付基礎額の算定に必要な通常得ていた収入を証明することのできる書類

第6条第5項第1号中「検死調書」を「検視調書」に改め、同項第4号中「次条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第1項第7号の休業給付請求書（以下この項において「休業給付請求書」という。）には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第2回目以後の休業給付請求書を提出するときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、そのために従前得ていた業務上の収入を得ることができなくなった期間及びその事実を証明することのできる書類

(2) 従前得ていた業務上の収入を証明することのできる書類第6条第6項中「給付の請求書」を「第1項各号に掲げる給付

の請求書」に、「場合は、速やかに」を「ときは、速やかに、」に、「請求者」を「当該請求者」に改める。

第13条を削る。

第12条第1項中「ときは」を「ときは、速やかに」に改め、「速やかに」を削り、同条を第13条とする。

第11条中「ときは」を「ときは、速やかに」に改め、「対し、」及び「、速やかに」を削り、同条を第12条とする。

第10条第1項中「第3条」を「条例第3条」に、「第7条第7項」を「第7条第9項」に、「当該給付」を「、当該給付」に改め、同条第2項中「者は、」を「者は、それぞれ」に改め、同条を第11条とする。

第9条第2項中「場合」を「とき」に改め、同条第4項中「発見した証書」を「、当該発見した年金証書」に改め、同条第5項中「当該権利」を「、当該権利」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「郵便局等」を「金融機関」に改め、同条第1項中「郵便局又は」を削り、「年金受給郵便局等届出書」を「年金受給金融機関届出書」に改め、同条第2項中「郵便局又は」を削り、「場合は、速やかに年金受給郵便局等変更届出書」を「ときは、速やかに、年金受給金融機関変更届出書」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「者は、」を「者は、それぞれ」に、「以下この条」を「第3項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項ただし書中「当該給付」を「、当該給付」に改め、同項第1号中「検死調査」を「検視調査」に改め、同項第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加え、同項を同条第2項とする。

(4) 条例第3条の規定により例によることとなる政令第5条第2項ただし書の規定に基づく給付基礎額の算定に必要な通常得ていた収入を証明することのできる書類

第7条第4項中「場合は、速やかに」を「ときは、速やかに、」に、「請求者」を「当該請求者」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(療養給付及び休業給付の支給方法)

第7条 本部長は、療養給付として支給する費用及び休業給付については、毎月1回以上支給を行うものとする。

第14条第1項中「、障害給付年金差額一時金請求書」を「障害給付年金差額一時金請求書」に改め、同条第2項第1号中「その者」を「協力援助者」に、「を証明する」を「の事実を証明することのできる」に改め、同項第2号中「関し市町村長が発行する」を「関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の」に改め、同項第3号中「場合には」を「ときは」に、「その者」を「協力援助者」に、「証明する」を「認めることのできる」に改め、同項第4号中「、婚姻」を「婚姻」に、「認めることのできる」を「認めることのできる」に改め、同項第6号中

「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「その者が当該請求を行うもの」を「当該請求を行うこと」に改め、同条第3項中「場合は、速やかに」を「ときは、速やかに、」に、「請求者」を「当該請求者」に改める。

第15条中「ときは」を「ときは、速やかに」に改め、「対し、」及び「、速やかに」を削る。

第25条中「、印鑑票」を削り、同条を第27条とする。

第24条を削る。

第23条第2項中「これに」を「、これに」に改め、同条を第26条とする。

第22条を第25条とする。

第21条の見出しを「(更正決定の通知)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「前条第1項」に改め、「(第24条において「更正決定の申請」という。)」を削り、「ときは」を「ときは、速やかに」に、「決定の結果を書面で当該申請をした者に」を「当該申請者に書面で決定の結果を」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 決定の内容

第21条第3項第2号中「請求」を「申請」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第24条とし、同条の前に次の1条を加える。

(更正決定の申請)

第23条 給付を受けるべき者は、本部長が決定した条例第2条第1項各号に掲げる事項について異議のあるときは、次に掲げる事項を記載した給付更正決定申請書を本部長に提出して、その更正決定を申請することができる。

- (1) 協力援助者の住所、職業、氏名及び生年月日
- (2) 協力援助を受けた警察官の所属、職名及び氏名
- (3) 災害発生の日時及び場所
- (4) 給付に関する通知の要旨及び年月日
- (5) 申請の要旨
- (6) 申請の年月日
- (7) 申請者の住所、職業及び氏名
- (8) 申請者が協力援助者以外の者であるときは、協力援助者との続柄又は関係

2 前項の給付更正決定申請書には、書類、記録その他の更正決定に必要な資料を添付するものとする。

第20条を第22条とする。

第19条を削る。

第18条第1項中「書面」を「、書面」に改め、同項第3号中「別表第1に掲げる」を「第6条の2第1項第2号の傷病等級に該当する」に改め、同項第4号中「別表第2に掲げる」を「第7条第2項の障害等級に該当する」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「場合には」を「ときは」に、「書面」を「、書面」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を

第21条とする。

2 介護給付を受けている者は、常時又は随時のいずれもの介護を要する状態でなくなった場合には、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。

第17条を第20条とし、第16条を第19条とし、第15条の次に次の3条を加える。

(控除する障害給付一時金の額の端数処理)

第16条 条例第3条の規定により例によることとなる政令第7条第8項第2号の規定により障害給付年金の額から障害給付一時金の額を控除する場合において、当該障害給付一時金の額を25で除して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(遺族給付年金の請求等の代表者)

第17条 遺族給付年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を、第8条第1項の遺族給付年金請求書の提出及び遺族給付年金の受領についての代表者に選任することができる。

2 遺族給付年金を受ける権利を有する者は、前項の規定に基づき代表者を選任し、又は当該代表者を解任したときは、速やかに、その事実を証明することのできる書類を添え、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。

(所在不明による遺族給付年金の支給の停止の申請等)

第18条 条例第3条の規定により例によることとなる政令第10条の3第1項の規定により遺族給付年金の支給の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書を本部長に提出するものとする。

2 条例第3条の規定により例によることとなる政令第10条の3第2項の規定により遺族給付年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族給付年金支給停止解除申請書及び年金証書を本部長に提出するものとする。

3 本部長は、前2項の規定による申請に基づき遺族給付年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、速やかに、当該申請者に書面でその旨を通知するものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。